

益子町通級指導教室「スマイル教室」の案内

益子町教育委員会

1 教室のねらい

学習や生活面に課題のある子どもに対して、できるだけ早い時期にその問題の性質や課題を軽減・改善しながら、自分らしさやもっている力、よさを発揮できるよう指導・支援等を行います。

2 対象となるお子さん

- | | |
|-------------------|---------------|
| ・発音の誤り | ・軽度難聴による発音の誤り |
| ・ことばの発達の遅れ | ・吃音（きつおん） |
| ・口蓋裂による発音の誤り | ・選択制かん黙 |
| ・ADHD（注意欠如・多動性障害） | ・自閉症スペクトラム障害 |
| ・LD（学習障害） | ・その他 |

3 指導について

（1）内容

- ①発音指導・読み書き指導・社会性・コミュニケーション能力を育てるための指導等を行います。
- ②落ち着いた環境の中で、精神的な安定を図り、自分のもっている力や成長の可能性に注目させ、自信をもって学習や生活に臨めるような援助指導を行います。
- ③教科学習の基礎となる「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」などの特定の能力の習得と向上を目指します。

（2）方法

- ①児童一人一人の状態に応じて指導計画を作成し、課題に応じて個別での指導や小集団での指導を行います。
- ②児童本人、保護者、学級担任と相談し、通級による指導の時間や学習内容を検討します。週1時間から週8時間の通級による指導が可能です。
- ③普段は各学校の学級で学習し、この時間だけ各小学校の個別の通級指導教室で通級指導教室担当者による指導を受けます。通級による指導の時間は、各小学校の日課表に応じて行い、原則として1校時より6校時とします。

4 手続きについて

- （1）保護者または児童本人が通級による指導を希望する場合には、その旨を学級担任に申し出てください。
- （2）学級担任から教育相談申込書が配布されますので、必要事項を記入し、学級担任へ提出してください。
- （3）保護者及び児童本人は通級指導教室担当者との面接を行います。
- （4）益子町教育委員会より通級による指導が適当と判断された場合は、通級による指導の申込書を提出してください。
- （5）通級指導教室担当者・学級担任・保護者・児童本人で通級による指導の時間や学習内容等について話し合い、その結果をもとに、通級による指導を開始します。